

玉城町告示第〇号

玉城町かわまちづくり協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 宮川の河川空間とまちの空間の融合を図り、地域の観光基盤等の資源や地域の創意工夫を活かし、住民の憩いの場として利活用を促進するとともに住民や関係団体が協働し、良好な環境を創造していく取組を推進するため、玉城町かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) かわまちづくり支援制度実施要綱（平成28年国水環第109号）に規定するかわまちづくり計画（以下この条において同じ。）の策定に関すること。
- (2) かわまちづくり計画の変更に関すること。
- (3) かわまちづくり計画に基づく事業の実施に関すること。
- (4) 宮川左岸昼田地区周辺の更なる利活用の促進に関すること。
- (5) 宮川左岸昼田地区周辺及び、維持管理運営に関するルール等を検討・調整すること。
- (6) その他町長が必要と認めた事項

（委員）

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織し、学識経験者及び町長が必要であると認める者から町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

（組織）

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会には、委員のほか、顧問、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

令和5年11月24日 変更(予定)

玉城町かわまちづくり協議会 委員名簿

	名称		備考
1	皇學館大学 准教授	池山 敦	
2	玉城町商工会 事務局長	高橋 勝利	
3	地域活性化企業人	川崎 佳佑	
4	地域活性化企業人	名取 良樹	
5	玉城町観光協会	中西 恵利奈	
6	(株) SMILE PIZZA	井本 直美	
7	曾根区	中村 巧	
8	昼田区	山本 勝也	

※令和4年9月28日から令和6年9月27日まで

事務局	建設課	課長	
		課長補佐	
	産業振興課	課長	
	総務政策課 地域づくり推進室	室長	
オブザーバー	三重河川国道事務所	副所長	